

## 平成27年度 第1回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 平成27年5月14日(木) 午後2時から午後3時30分まで
場 所 : 宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室
出席者 : 資料参加者名簿のとおり

### 1 開会

### 2 議事

#### (1)大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

事務局

※届出状況, イオン古川店について

資料1, 資料1-Aに基づき説明

香野委員長

イオン古川店の変更については, 届出事項とするか審議事項とするかということで, 皆様のご意見をお聞きします。その前にABCの区分けについてちょっとだけ説明をお願いします。

事務局

※説明

香野委員長

ありがとうございます。資料1の5ページ目に記載がございます。ということで, イオン古川店については1,220台を880台に減らしたいという案件についてどう扱うかご意見ををお願いします。

徳永委員

こちらは指針の台数をさらに上回って減らすということですので, 前回の船岡店と同様にやはり審議は必要かと思えます。今の説明では承服しかねるところはあります。前回の議論が全然反映されていない資料が出てきているなという気がするんですけど。

江成委員

質問ですが, 説明の中で, 雪の一時堆積場にする予定で, 混雑時には使えるという, そんな説明だったかと思いますが, 7ページの図だとどこが該当するのですか。

事務局

7 ページの平面部分の付近，端のほうに水色に塗りつぶしているところなど，駐車場の端の部分の部分を堆雪スペースとしてつぶします。

江成委員

出入口 1 の左側の長い部分ですか。

事務局

そうです。屋上と隔地以外はこんな風に端のほうをつぶす感じにしています。この端のほうをつぶしているところはすべて堆雪スペースにするということです。

香野委員長

今まではどこに雪を置いていたのでしょうか。

事務局

どこか空いているところに一時的にやっていたのかなと思います。

香野委員長

つぶすことによるイオンにとってのメリットというのは。

事務局

維持管理費の圧縮というように説明されています。そういう意味では屋上駐車場を半分減らしたり，隔地駐車場 2 については全面閉鎖したりしますので，一定の効果はあると思いますが，平面のつぶし方については若干よく見えないところはあります。

香野委員長

例えば，利用実態調査を 10 月 26 日にやりました。これはセールス実施日。たださっきの取扱注意の用紙を見ると，10 月 26 日の入場者数よりも多い日がざっと見てもあるんですね。この日を特別セールス実施日として扱っていいのか。お正月ですと実態調査日の入場者数よりかなり多い日が，ぱっと見ただけでも 10 日以上あるように思えます。この日を選んで良しとして，100 台ほど余裕を見る，という言い方でいいのかと思います。他，どなたかいらっしゃれば。

徳永委員

もう少し詳しく言いますと，実はこの日，祝祭日の平均よりも若干少ないくらいのデー

タを持ってということですが、それに対して 100 台くらい余裕を見たというところの 100 台というのが、どういう意味を持つのか全然説明がありませんでした。少なくとも標準偏差に対して、100 台というのがどういうことなのかというのをスタッフの説明でしてほしいのですが、さらに言えば本当に正規分布しているのかということもありますね。

徳永委員

ちゃんとこれだけのデータが取られている訳だから、それで分布型の検証もした上で更に科学的なデータとして説明してほしいです。で、結果的に 23 日オーバーするということから、月に 2 回はオーバーするというので、それを持ってどれだけ経費削減につながるのかがわからない。実際その土地を売却するのではなく保有しているわけですし。誘導員の配置とか現状と同じということであれば維持管理費としてどれだけ削減されているのかというのがよくわからないです。ただ、裏読みすればですが、たぶん建物の老朽化等で建物の延命策として、あまり 2 階には上げたくないだろうということは推測しますけれど、本来であればより売り場に近い駐車場を開けて隔地駐車場を閉鎖するという顧客サービスを高めるという意味での改変なら賛成ですが、どうもよくわからない。

徳永委員

店舗と駐車場の間の道路は、交通量の多い道路でしたか。新しくできた道路を通して、意外とバスだったり、交通幹線に位置づけられているとか。

事務局

把握しておりません。

徳永委員

この辺は、市民病院が移転したとこだったり、この先で橋ができたりしたことで大分交通の流れが変わりました。もしその道路だとすれば休日はかなり渋滞するような道路です。そこも含めて要検討ですね。

台数的に収まるからいいというにしても、実際は敷地が分かれていますから、一旦こっちの敷地に入ったものが、隔地駐車場のほうに曲がらざるを得なくて、幹線道路に影響を与える。そういうことがないように誘導するんだらうと思いますが、そういう誘導計画も含めて少し審議させていただいたほうがいいのかなと思います。

香野委員長

審議となった場合には、イオンからどなたか説明に来るのですか。

事務局

はい。設置者を呼んで説明していただきます。

徳永委員

その際は事前に今の話を伝えていただいて、十分説明できるだけの資料を用意して来ていただいたほうがいいと思います。

香野委員長

審議案件にすべきかということですから。いいのではないかという意見をまだ頂いてないものですから。審議して納得いただけるようなことを説明いただければということで、審議案件としてよろしいですか。

事務局

他に何か設置者に準備するものがあれば。

岩井委員

何か建てる予定なのですか。7ページの駐車をやめる場所ですけれども。ちょうど土地利用のためにお使いになるような感じですがそんなことはないのでしょうか。

事務局

そこについても堆雪用と費用削減に使うということで説明を受けていますが、もう少し具体的な用途があったら教えてくださいとお願いしたんですが、今のところお話できるのはこれだけということです。

香野委員長

何かの利用を考えて、駐車場2をつぶすということですか。

香野委員長

ではよろしいでしょうか、審議事項ということで。

## (2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件に係る県の意見案について

イ 【新設】(仮称)カワチ薬品富谷成田店

事務局

※資料2に基づき説明

香野委員長

それでは今の説明について質問等がございましたらお願いします。

徳永委員

この質問自体、特に影響はないと思いますが、飲食店が2割を下回っているからこれについては考慮しないのですけど、実質問題としては飲食店のほうが滞留時間が長いので、結構影響は大きいはずですよ。ですからこの飲食店がどういう業態なのか、どれくらいの席数なのかによりますよ。

今は指針どおりの台数ぎりぎりを出してきているので、若干そこは気になります。だけど意見を出すほどのことは言えないと思います。もし飲食店が決まっているのであれば、何かと気になりました。

事務局

飲食店については未定ということで聞いております。

香野委員長

飲食店用の駐車スペースというのはないのですか。

事務局

その分も含めています。

香野委員長

そうすると飲食店が何時から何時まで営業するかは分からないのですね。

事務局

未定ということだったので、この営業時間内に収めるようにしていただくことになるのかと思います。

香野委員長

例えば10時以降も営業する飲食店が建った場合、立地法上どうなりますか。

事務局

飲食店の場合、届出の対象外となりますが、営業時間よりもむしろ駐車場の利用時間帯がそれにつられて伸ばさなければならないので、そちらのほうで手続きをしていただかなければならないと思います。

徳永委員

飲食店に来た人の分も含めてこの台数になるのですが、この計算自体は店舗面積には入っていないわけですね。駐車台数の店舗面積は、カワチ本体の面積で計算されているので。たぶんカワチという業態からして、ちょっと甘めでも大丈夫だろうというのはわかるんですが。その際、従業員用駐車場で対応するとは言っているのですが、あえてこのようにきつく出してきたということは、駐車台数は、飲食店の従業員も含めてこのぐらい使うということなのかなと。

事務局

附帯意見を付けますか。

香野委員長

例えばで聞いておきますが、カワチは1,700㎡、飲食店は300㎡、合わせて2,000㎡となったときの駐車台数はどのぐらい増えますか。

事務局

計算式を見ますと1,700㎡で68台なので、もう数台は増えるのかなと思います。計算しないと分かりません。

徳永委員

ざっと2割増しだから15台くらいでは。従業員スペースの36台ではカバーできます。

香野委員長

従業員はどこへ行くのだろうと思いますが、うまく行くでしょう。

徳永委員

いつも出しているような、「開店後の状況を見て」という附帯意見を付けられるなら付けてもいいのかなと思います。もしくは口頭でもいいのかな。そのレベルですね。

香野委員長

意見は無しということでお進めいただく。我々の質問にも適切に説明いただいて対応されているということが分かりますので。今後とも宜しく願いしますとお伝えください。

ロ 【新設】フーズガーデン玉浦 食彩館

事務局

※資料3に基づき説明

香野委員長

それでは今の説明について質問等がございましたらお願いします。

徳永委員

入退店の経路はここには出ているのですか。6ページにある値、囲みは何て読むんでしょうか。出退店経路が裏の道を通ることにはなっていないのでしょうか。

事務局

裏の道路については、出庫はありますが、基本的には入庫はないです。

徳永委員

これは従業員の身内の話なので大丈夫かと思うのですが、6ページの絵を見ると、搬入車用の絵なんですけど、これに大きい車が停められていたら大変だろうなど。内部の話なのでいいですが。

香野委員長

そのほか何かありませんか。

黒田委員

住民説明会の実施状況ですが、12月9日月曜日10時からと18時半からと行われているんですが、この出席者というのと、1と2というのは地域ごとに区切られているのですか。それとも何かたまたま時間が合わないから2つに分けたのですか。

事務局

説明会の規定がございまして、このフーズガーデンは店舗面積が大きいので、説明会を2回開催するという規定になっています。

黒田委員

どれくらいの大きさが基準なのですか。

事務局

手元に資料がないのですが、規模により1回、2回、それ以上となっています。1回と2回の境目が3,000㎡です。このフーズガーデンについては3,378㎡となっていますので、

2回開催となります。

黒田委員

この3ヶ月というのはあまり関係ないのですか。

事務局

はい。あくまで回数です。回数を多くすることによって、それだけ多くの人に出席してもらおうということです。

香野委員長

そのほか何かありますか。県としては意見なしということですが。それでは、今回の件については特になしということよろしいですか。

岩井委員

4頁の前面道路の見方がよくわかりません。どれが車道でどれが歩道か。結構交通量の多いところだと思うのですが。左側にあるBのところは杭があるから入りやすいのですが、斜線は何ですか。

事務局

斜線は分かりにくいかもしれません。引かれてはいるんですが。

岩井委員

かなり危険かなと思うのですが。ここで滞留したり、杭6mだけだと。前面道路の見方がよくわかりません。道路の中に斜線が入っているのは何ですか。

徳永委員

斜めの線が右折に伴うゼブラゾーンですよ。

事務局

そうですね。

徳永委員

6mですけど、基本一方通行なんですよ。入り口専用、出口専用。

事務局

そうです。



徳永委員

すぐ北は公園調整池ですが、西側とその上は宅地開発されているんですよね。

事務局

はい。

徳永委員

そうすると出入口 3 のポストコーンは、いるのかなと思うのですが。ここから右折で出られなという事は、逆に表の通りから、こっちの細い道を通って迂回して来ないといけないということですよね。あ、出入口 4 も使えるのですね。ここは専用道路じゃないですよね。

事務局

そうですね。他の車両も入れるはずですよ。

徳永委員

使えるのなら問題ないです。こちらに家が建つとすると、来た人がどうやって帰っていくのかなと思うのですが、で、そのときにポストコーンを立てて右折できないようにしているので。ただ、出入口がもう一つあったので、こっちから抜けていけば問題ないかと思います。

香野委員長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの件については以上です。ありがとうございました。

### (3) その他

香野委員長

本日の議題は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

事務局

事務局からよろしいでしょうか。次回の専門委員会の日程調整は後日行います。それでは、今回の委員会で最後となる香野委員長と黒田委員のほうから一言お願いします。

香野委員長

※挨拶

黒田委員

※挨拶

事務局

それでは事務局を代表しまして、佐々木課長から御礼の言葉を申し上げたいと思います。

事務局

※挨拶

### 3 閉会

香野委員長

では本日の議題全て終了いたしました。どうもご苦労さまでした。